

2026年2月19日

各 位

会 社 名 ジェイファーマ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉 武 益 広
(コード番号：520A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役最高財務責任者 藤 本 裕
(TEL. 03-6432-4270)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、2026年2月19日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,240,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2026年3月5日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2026年3月24日 (火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、東海東京証券株式会社、東洋証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
なお、本募集株式の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年3月13日に決定する。）
- (7) 申込期間 2026年3月16日（月曜日）から
2026年3月19日（木曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2026年3月25日（水曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 鶴見支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 200株
- (2) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売出人及び売出株式数
Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda
Eight Roads Ventures Japan II L.P.
100株
One Main Street, 13th Floor, Cambridge, MA, USA
F-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP
100株
- (4) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社SBI証券に全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 486,000 株（上限）
 （オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年3月13日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都港区六本木一丁目6番1号
 株式会社SBI証券 486,000 株（上限）
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 親引けの件

上記1.「公募による募集株式発行の件」に関して、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、募集株式の一部につき、当社が指定する下記販売先（親引け先）に対して下記株式数と下記目的で売付けることを引受人である株式会社SBI証券に要請する予定であります。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	目的
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	取得金額200百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。
NBI-SBISGC1号投資事業有限責任組合 東京都港区愛宕二丁目5番1号	取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式 | 当社普通株式 3,240,000株 |
| (2) 売出株式数 | 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200株
オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 486,000株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2026年3月6日(金曜日)から
2026年3月12日(木曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2026年3月13日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2026年3月16日(月曜日)から
2026年3月19日(木曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2026年3月24日(火曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2026年3月25日(水曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合及びEight Roads Ventures Japan II L.P. (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、486,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2026年4月17日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、株式会社SBI証券は、上場(売買開始)日から2026年4月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,589,610株
公募増資による増加株式数	3,240,000株
公募増資後の発行済株式総数	17,829,610株

3. 調達資金の使途

当社は、「SLC トランスポーター（※1）創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」を企業理念として掲げております。この理念のもと、当社は革新的な医薬品の創出に取り組むとともに、開発化合物の価値をグローバル開発によって最大化し、その成果をグローバルライセンス契約へとつなげることで収益化を目指しております。

当社は現在、SLC トランスポーターの中でも、当社創業者が発見したLAT1（※2）（L型アミノ酸トランスポーター1）に注力しております。LAT1は、がんや自己免疫疾患など、既存治療では十分な対応が困難な疾患領域において重要な役割を果たすことが示唆されており、当社はこれらの疾患の患者様のアンメット・メディカル・ニーズに応えるLAT1阻害剤の開発を進めております。

手取概算額2,712百万円に、海外販売の手取概算額（未定）を合わせ、LAT1阻害剤の開発に必要な研究開発費や販売費および一般管理費に充当してまいります。

具体的には、主として現在進行中及び今年度以降に開始する3つの臨床試験（ナンブランラトの胆道がん2次療法グローバルフェーズ3（パートA）（2025年12月開始）、ナンブランラトの胆道がん1次療法医師主導試験（今年度以降開始予定）、JPH034の米国フェーズ1（2025年度第4四半期以降開始予定））に充当する予定であります。

当該臨床試験の実施に必要な研究開発費（CRO費用）として、2027年3月期に2,048百万円を充当する予定です。内訳については、ナンブランラトの胆道がん2次療法グローバルフェーズ3（パートA）に1,695百万円、ナンブランラトの胆道がん1次療法医師主導試験に97百万円、JPH034の米国フェーズ1に256百万円を予定しております。なお、当該費用は臨床試験の進捗に応じて支払われるため、進捗状況によっては2027年3月期の支払額が上記予定と異なる可能性があります。委託先については、臨床開発受託会社、薬事開発コンサルティング会社、臨床検査会社等、数社程度を予定しております。更には、2027年3月期に、臨床試験実施に伴い発生する研究開発費（研究開発給料手当）に170百万円、その他の研究開発費（非臨床試験、治験薬の安定性試験、創薬研究、特許の強化・延長プロジェクト、特許取得・維持費用、等）に218百万円、並びに販売費および一般管理費に276百万円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

※1. SLCトランスポーター：細胞のまわりは「細胞膜」という薄い膜で覆われており、物質が自由に出入りすること

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ができません。しかし細胞はブドウ糖やアミノ酸、イオンなど、体にとって重要な物質を細胞内に取り込む必要があります。そこで必要な物質の細胞内への取り込みの機能を果たしているのがSLC (Solute Carrier) トランスポーターです。SLCトランスポーターは細胞膜のドアの役割を果たし、特定の物質だけを細胞の中に入れて、外に出したりします。

「Solute:溶質」とは、水に溶けている物質のことです。たとえば、ブドウ糖、アミノ酸、イオンなどが溶質にあたります。SLCトランスポーターは、こうした溶質を適切に運びます。

SLCトランスポーターは、ヒトの体では約400種類あることが知られています。これらは種類ごとに適切な細胞に発現し、特定の溶質を輸送することで、細胞の適切な機能に貢献しています。

※2. LAT 1 : LAT 1 は、当社創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が発見したSLCトランスポーターで、アミノ酸を細胞内に取り込みます。健康な体では、特定の場所の細胞にしか発現していません。しかし、通常の細胞ががん化し、大量のアミノ酸を必要とすると、このLAT 1 が細胞表面に過剰に現れ、アミノ酸をがん細胞内に取り込むことで、がん細胞の増殖に寄与します。LAT 1 の発現量はがん患者の予後にも影響があることが分かっており、がんに対する新しい治療標的として注目されています。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、研究開発への投資に備えるため内部留保の充実を勘案して決定する方針をとっております。当面は、積極的な研究開発を進めるために無配を予定し、利益による内部留保資金全額を研究開発に充当する方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であります。

(2) 内部留保資金の使途

研究開発に充当する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、将来的には各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4)過去3決算期間の配当状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△952.74円	△263.57円	△184.05円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—円)	— (—円)	— (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本利益率	—%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)については、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2023年3月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人銀河の監査を受けておりません。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△190.55円	△263.57円	△184.05円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—円)	— (—円)	— (—円)

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主（新株予約権者含む。）である大原薬品工業株式会社、スペラファーマ株式会社、藤本裕、遠藤仁、吉武益広、株式会社トランスポーター、株式会社エスアールディホールディングス、株式会社エスアールディ、上嶋康秀、森俊介、神戸天然物化学株式会社、KISCO株式会社、関口和生、及びその他当社株主又は当社新株予約権者15名は、株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）より起算して6ヶ月を経過する2026年9月24日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人であるEight Roads Ventures Japan II L.P.、売出人であるF-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP、貸株人であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、並びに当社株主であるNewton Biocapital I Pricaf privée SA、MSIVCグローバルアカデミックシーズ投資事業有限責任組合、OUVC1号投資事業有限責任組合、Kepple Liquidity1号投資事業有限責任組合、SIIFIC ウェルネス投資事業有限責任組合、QR2号ファンド投資事業有限責任組合、ライフサイエンス3号投資事業有限責任組合、QB第一号投資事業有限責任組合、SBI新生企業投資株式会社、岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、KSP4号投資事業有限責任組合、響きパートナーズ株式会社、岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合、大樹生命保険株式会社、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合及びその他当社株主3名は、株式会社SBI証券に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2026年6月22日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①と合わせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が募集における発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間①中は株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

（注）上記「4.株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。